法人の奨学金返還負担費用を県が100%※支給

※上限12万円までは10/10を補助

若者の未来を応援！奨学金返還支援制度導入で「選ばれる」企業へ

★★★★★
全国トップクラスの補助内容！
Supporting Corporates
★★★★★

従業員への奨学金返還支援の負担額を県が補助しています

年間12万円の返還を支援している法人の例

企業の実質負担は0円 ← 12万円 ← 県 企業負担の10/10を助成（上限12万円）

進学率の上昇や学費の値上げにより、現在では新社会人の半数以上が、進学時に借りた奨学金の返還義務を抱えており、その返還負担は深刻な社会課題となっています。こうした中、奨学金返還を支援する法人の取り組みが全国的に広がりを見せています。
長野県は、奨学金返還費用のうち年間12万円を上限に全額を補助する制度を実施しています。企業がこの制度を活用することで、若手人材の経済的不安を和らげるとともに、「奨学金返還を支援する会社」として魅力を高め、就活生や若年層から「選ばれる」企業づくりにつなげることができます。奨学金返還支援制度の導入と補助制度のご活用をご検討ください。

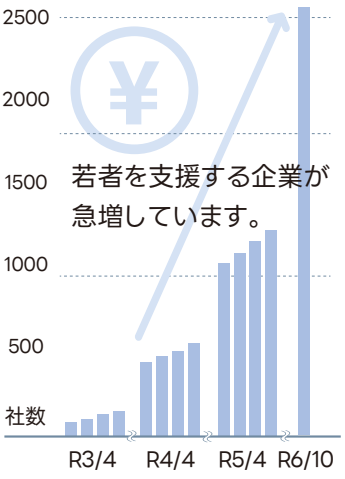

■日本学生支援機構の返還利用企業の推移

詳細・申請書等はウェブサイトをご覧ください。 シューカツNAGANO
https://www.shukatsu-nagano.jp/scholarship

長野県 Nagano Prefecture 産業労働部 労働雇用課
長野県奨学金返還支援制度 検索
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
TEL:026-235-7118 FAX:026-235-7327
E-mail:rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

詳細は裏面をご覧ください

長野県の補助　他の支援（補助金・助成金等）制度との併用が可能です。

補助対象企業

長野県に本社等　資本金10億円未満

県内に本社等を置く資本金10億円未満の中小企業、NPO、社会福祉法人、公益法人等

就業規則
社内規定等

奨学金返還支援制度を設けている

県「職場いきいきアドバンスカンパニー」に1コース以上認証されている

国の認定制度「くるみん」「えるぼし」「ユースエール」を取得の場合、実績報告の時点において、「職場いきいきアドバンスカンパニー」を取得することを前提に申込みが可能です。

- ●同一の大企業又はその支配下にある企業が発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を保有していない
- ●大企業の役員又は職員を兼ねる者が役員の総数の2分の1以上を占めていない
- ●国又は地方公共団体が補助事業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を保有していない
- ●国又は地方公共団体の職員を兼ねる者が役員の総数の2分の1以上を占めていない
- ●雇用保険の適用事業主である
- ●県税の未納がない
- ●事業分野が、日本標準産業分類の大分類「公務」に属さない
- ●事業分野が、性風俗関連営業・接待を伴う飲食店等営業若しくはこれらの一部を受託する営業を行っていない
- ●事業分野が公序良俗に反さない
- ●暴力団との関わりがない
- ●申請日から過去3年間に労働関係法令その他の法令に係る重大な違反をしていない

補助内容

●対象経費	従業員の奨学金返還を代理して、企業が学生支援機構に対し直接返還するか、企業が奨学金返還費用を対象従業員に給付した額
●補助割合	10分の10以内　●上限額　12万円（支援対象従業員1人あたり・年額）
●上限人数	3人（1社あたり・各年度）

【次に該当する場合は5人（1社あたり・各年度）】

いずれか1つ取得：アドバンスプラス／プラチナくるみん／プラチナえるぼし　もしくは　各認証を2つ以上取得（例1／例2）

●補助期間	入社した年度を含め5会計年度（支援対象従業員1人あたり）

例：一人に対して12万円／年の代理返還を行った場合

企業負担12万円 ← 12万円 ← 県　企業負担の10/10以内を助成（上限12万円）

例：毎年3名が対象となり、交付申請を行った場合の補助金額

初年度	2年目	3年目	4年目	5年目
36万円	36万円	36万円	36万円	36万円
計36万円	36万円	36万円	36万円	36万円
	計72万円	36万円	36万円	36万円
		計108万円	36万円	36万円
			計144万円	36万円
				計180万円

対象従業員

- ●対象企業が返還支援制度を創設後、採用された者（中途採用者を含む）
- ●雇用期間の定めがないことまたは申請年度内に雇用期間の定めのない従業員への登用が確定していること

お手続きの流れ

採用決定後に申請手続きをお願いいたします。

採用決定 → 交付申請 → 交付決定 → 入社後最初の手当支給（給与）※交付決定前の支給分は補助対象外です。 → 実績報告 → 補助金交付

補助金の申請手続きは毎年度行う必要があります。

市町村の補助

支援対象が企業か個人であるかなど条件等詳細は各市町村の奨学金返還支援担当課へお問い合わせください。

奨学金返還支援を実施している長野県内市町村　令和6年6月1日現在

長野市／松本市／上田市／岡谷市／飯田市／諏訪市／須坂市／小諸市／伊那市／駒ヶ根市／大町市／飯山市／塩尻市／佐久市／千曲市／小海町／南相木村／北相木村／佐久穂町／立科町／下諏訪町／富士見町／辰野町／箕輪町／飯島町／南箕輪村／中川村／宮田村／松川町／阿南町／阿智村／下條村／売木村／天龍村／泰阜村／喬木村／豊丘村／大鹿村／上松町／南木曽町／王滝村／大桑村／木曽町／生坂村／白馬村／小谷村／山ノ内町／木島平村／信濃町／飯綱町

他の支援（補助金・助成金等）制度の手続きの流れ

市町村　企業支援型：補助金の支給 → 法人 → 手当又は代理返還による補助 → 奨学金返還対象従業員／申請（社内手続き）／申請

市町村　個人支援型：補助金の支給／申請

※詳細は各市町村へご確認ください。

他の都道府県、市町村の情報は内閣府のウェブサイトをご覧ください。

奨学金　地方定着　デジタル田園　検索

https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shougakukin/index.html

地方創生

制度導入検討などお気軽にご相談ください。

奨学金返還制度の導入のほか、職場いきいきアドバンスカンパニー認証の申請の支援、制度等のアドバイスや事例のご説明など専門のアドバイザーをご利用いただけます。費用は必要ありません。

お問い合わせ先

0120-640-234（平日9時-17時）

syokuba@ecure.co.jp

次の項目を記載しお送りください。
法人名／名前／連絡先／支援・相談の内容

令和7年度 選ばれる職場づくり推進事業受託事業者

E-CURE Human Resources Consulting イーキュア

長野県公式LINE

県民の皆様の生活に役立つ県からのさまざまなお知らせを受け取ることができます！